

【法人の事業について】

認定規則第45条第4号

事業 年度	自	令和8年5月1日	法人コード	A005353
	至	令和9年4月30日	法人名	公益財団法人中部圏社会経済研究所

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	中部広域圏における産業の活性化及び地域整備に関わる調査研究、政策提言及び普及啓発等を実施する事業
公 2	地域の活性化及び地域の健全な発展に資する事業の支援

(2) 収益事業等

〔1〕収益事業

事業番号	事業名等
収	

〔2〕その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他 1	賛助会員向け事業

２．個別事業の内容について

（１）公益目的事業について

（事業単位ごとに作成してください。）

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率（％）
公 １	中部広域圏における産業の活性化及び地域整備に関わる調査研究、政策提言及び普及啓発等を実施する事業	93.1

〔１〕事業の概要について（注１）

（１）趣旨（目的）・まとめた理由

中部広域圏の将来図を国民経済的視野のもとに確立することにより、中部広域圏、更には我が国経済社会の健全な発展、より良い社会形成に寄与することを目指す。

（２）事業

【事業内容】

中部広域圏における産業の活性化及び地域整備に関わる時宜に適ったテーマを選定した上で研究者・資金・有識者からなる研究会の設置等を決定し、当財団のもとで調査研究を行い、その成果に基づいた政策提言・普及啓発活動を実施する。また、それらの調査研究を行ううえで必要となる経済分析ツールの開発、整備や、社会経済動向等の調査研究、情報収集を行う。

【公表方法】

調査研究成果等については、報告書等の作成・頒布、当財団の発行する調査季報への掲載・頒布、公開シンポジウムの開催、ホームページでの情報掲載等の方法により、広く社会一般に公表する。

（３）財源等

基本財産運用益、賛助会費、寄付金収入、助成金、補助金、受託収入及び負担金を財源とする。

なお、財団法人中部空港調査会（平成２３年３月３１日解散）から引き継いだ航空・空港に関する調査研究事業、経済分析ツールの開発および中部圏経済に関する実証分析事業については、各々これらの事業に用途を特定した引当資産を財源とする。

（４）業務委託

調査研究事業の実施にあたり、基礎データの収集や整理など必要な場合は補助的な業務を一部委託することがある。委託にあたっては、調査方針・実施計画の策定だけでなく、実施プロセスにおいても、当財団がその都度必要な指示を行う。

注１ 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公	1
------	---	---

(2) 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		第4条第1項1号、2号、4号、5号、6号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
14	本事業は、中部広域圏の将来図を国民経済的視野のもとに確立することにより、中部広域圏、更には我が国経済社会の健全な発展、より良い社会形成に寄与することを目指しており、14後段の「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当すると考える。	
17	本事業は、中部広域圏の整備を重要なテーマの1つとしたものであり、「国土の利用・整備又は保全を目的とする事業」に該当すると考える。	
19	本事業は、中部広域圏の健全な発展及びより良い社会形成に寄与することを一義的な目的としており、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当すると考える。	
20	本事業は、中部広域圏の産業の活性化を重要なテーマの1つにしており、成果等を広く社会一般に公表することによって国民生活の安定向上に寄与することを目指すものであり、「公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業」に該当すると考える。	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	全事業 1.定款に、中部広域圏、更には我が国経済社会の発展に寄与することを目的とする旨を明記し、事業目的をホームページ上で公表し、不特定多数の者を対象としている。 2.ホームページ掲載、プレスリリース等により、広く聴講者を募集し、不特定多数の者を対象としている。 3.専門的知識・技能等を問うものではなく、該当せず。 4.社会一般の水準又はそれを下回る金額で支払っており、過大でないと考ええる。	
(6) 調査、資料収集	1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していないか、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。 3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。 4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)ではない	全事業 1.定款に、中部広域圏、更には我が国経済社会の発展に寄与することを目的とする旨を明記し、事業目的をホームページ上で公表し、不特定多数の者を対象としている。 2.調査研究結果の公表にあたり著作権者の了解を得られない場合を除き、得られた知見は、印刷物、シンポジウム、ホームページ等で、不特定多数の者が入手できるようにしている。 3.調査研究にあたっては、必要に応じて有識者等による研究会を立ち上げるか、若しくは複数の有識者の見解を得ることにより、適切な関与	

	を他者に任せること(いわゆる丸投げ)はないか。	をうけていたにいたる。4.外部委託は補助的な業務に限定しており、調査方針・実施計画の策定だけでなく、実施段階においても、当財団が実質的に決定・指示を行っており、いわゆる丸投げはない。	
--	-------------------------	---	--

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公 2	地域の活性化及び地域の健全な発展に資する事業の支援	3.1

〔1〕事業の概要について(注1)

(1)趣旨(目的)・まとめた理由

行政、NPO法人、学会等による中部広域圏の産業活性化及び地域整備に資する活動を支援することにより、地域社会に貢献することを目指す。

(2)事業

行政、NPO法人、学会等による中部広域圏の産業活性化及び地域整備に資する活動に対し、勉強会の開催および調査、資料収集ならびに表彰事業の実施等により支援する。

【表彰事業】

○応募方法

ホームページ上への掲載、ポスター・ちらしによるPR及びその他広報により公募する。

○選考方法

相対的に優秀な応募について公開プレゼンを行い、有識者を交えた審査委員会により賞を決定する。

○公表方法

受賞先は、ホームページ上に公表する。

(3)財源等

賛助会費、支援事業に係る収入(実費負担相当)、助成金、補助金、受託収入及び負担金を財源とする。

(4)業務委託

事業の実施にあたり、必要に応じて補助的な業務を一部委託することがある。委託にあたっては、事業方針・実施計画の策定だけでなく、実施プロセスにおいても、当財団がその都度必要な指示を行う。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公	2
------	---	---

(2) 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		第4条第1項3号、6号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
14	本事業は、行政、NPO法人、学会等による中部広域圏の産業活性化及び整備に資する活動を支援することによって地域社会に貢献し、中部広域圏、更には我が国経済の健全な発展に寄与しようというものであり、14の後段「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当すると考える。	
19	本事業は、公益な事業やプロジェクトを支援することにより地域社会に貢献することを目的としており、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当すると考える。	
20	NPO法人等の健全な社会活動を支援するものであり、「公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業」に該当すると考える。	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	1.定款に、中部広域圏、更には我が国経済社会の発展に寄与することを目的とする旨を明記し、事業目的をホームページ上で公表している。 2.不特定多数の者が参加できるよう、ホームページ上で公表している。 3.専門的知識・技能等が必要なものについては、大学教員等、専門的な知識を有しているものがアドバイザーとして介在している。 4.日当程度の謝金及び交通費実費を支給している。	
(6) 調査、資料収集	1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していないか。内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。 3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。 4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。	1.定款に、中部広域圏、更には我が国経済社会の発展に寄与することを目的とする旨を明記し、事業目的をホームページ上で公表し、不特定多数の者を対象としている。 2.調査研究結果の公表にあたり受託先の了解を得られない場合を除き、得られた知見は、印刷物、シンポジウム、ホームページ等で、不特定多数の者が入手できるようにしている。 3.調査研究にあたっては、必要に応じて有識者等による研究会を立ち上げるか、若しくは複数の有識者の見解を得ることにより、適切な関与をいただいている。 4.外部委託は補助的な業務に限定しており、調査方針・実施計画の策定だけでなく、実施段階においても、当財団が実質的に決定・指示を行っており、いわゆる丸投げはない。	
(14) 表彰、コンクール	1.当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.選考が公正に行われることになっているか。(例)個別選考に当たっての直接の利害関係者	1.目的は不特定多数の者の利益の増進に寄与することであるという趣旨を募集要項に明示し、ホームページ上でも公表している。 2.公開プレゼンを経て、有識者を交えた審査委員会(応募者は含まれない)で賞を決定しており	

	例、個別選考に当たつての直接の利害関係者の排除) 3.選考に当たって専門家が適切に関与しているか。 4.表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。 5.表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めているか。	員云(応募者は含まれない)で員を決定しており、公平性・透明性を図っている。 3.選考委員には行政のNPO担当者、企業のCSR担当者などが加わり、適切な審査・コメントを行っている。 4.受賞者等について、当財団のホームページ上で公表している。 5.求めていない。	
--	---	--	--

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(3) その他の事業 (相互扶助等事業) について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款 (法人の事業又は目的) 上の根拠
他 1	賛助会員向け事業	第 4 条第 1 項 4 号、5 号、6 号
事業の概要		
多種多様なテーマを選定し実施する勉強会である「中部社研フォーラム」の開催等、賛助会員を対象とした事業を実施する。		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について (注)		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。